

臨港地区及び分区について

一 臨港地区とは 一

港湾は、物流の場、生産の場、憩いの場といった多様な機能を担っています。これらの役割を果たすために、水域と一体的に管理運営する必要がある水際線背後の陸域を、港湾法又は都市計画法（都市計画区域内のみ）に基づいて指定したものが「臨港地区」です。

一 分区とは 一

臨港地区内において、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止し、港湾の多様な機能をそれぞれ十分に発揮させるため、臨港地区を機能別に区分するものです。

分区の種類は「商港区」「特殊物資港区」「工業港区」「漁港区」「保安港区」「マリーナ港区」「修景厚生港区」等があり、港湾管理者が指定します。

- 商 港 区：旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- 特殊物資港区：石炭、鉱石その他大量バラ積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
- 工 業 港 区：工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- 漁 港 区：水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
- 保 安 港 区：爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
- マリーナ港区：スポーツ又はレクリエーション用のヨット、モーターボート等の利便に供することを目的とする区域
- 修景厚生港区：その景観を整備するとともに港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

臨港地区及び分区指定に伴う規制内容

一 行為の届出 一

一定の行為には届け出が必要となります。公共の施設である港湾を災害のない、安全でしかも快適な使いやすい状態にしておくために、港湾法第38条の2により、臨港地区内で一定規模以上（床面積の合計が2,500㎡以上又は敷地面積が5,000㎡以上）の工場又は事業場の新設や増設をする場合には、**工事の開始の日の60日前までに届け出**が必要です。

【届出内容】

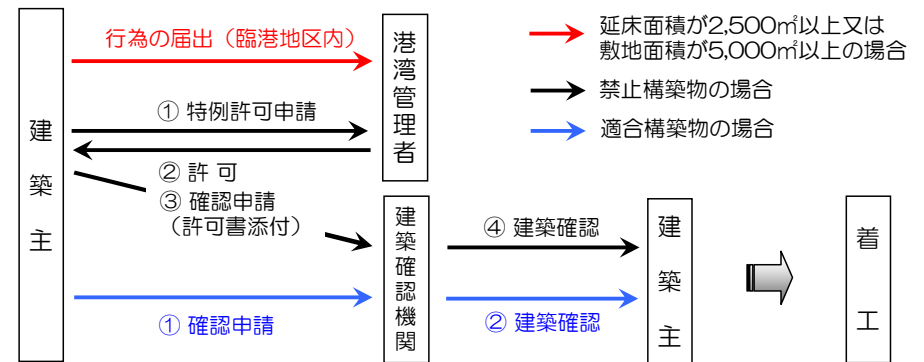
- ① 事業場の位置、種類、敷地面積、延べ床面積
- ② 事業活動に伴う貨物の搬入量・搬出量と輸送計画
- ③ 事業活動から生ずる廃棄物の量と処理計画

これらの内容が、港湾計画に照らして適切でない場合や港湾の利用・保全に著しく支障がある場合には、計画を変更していただくことがあります。

一 用途規制 一

- ◇ 分区の目的にあわない構築物は原則として建設等ができません。
- ◇ 「福岡県営港湾の臨港地区内での分区における構築物の規制に関する条例」により、それぞれの分区の目的にあわない構築物（禁止構築物）の建設や、改築又は用途の変更により禁止構築物とすることを禁止しています。ただし、公益上やむを得ないと認められる場合には、特例許可により建設等が可能です。
- ◇ 現在すでにある構築物についての規制はありませんが、構築物の改築等を行う際は該当する場合があります。

臨港地区内での構築物建設の手続き



* 建築確認が不要の構築物（野積場等）を建設する場合は、敷地面積により行為の届出のみの手続きとなります。